

高槻市子育て世帯訪問支援事業委託事業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高槻市子育て世帯訪問支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第1条に定める事業（以下「事業」という。）の実施にあたって同要綱第3条の規定に基づく委託のため、登録事業者の申請及び登録に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容)

第2条 事業の内容は、実施要綱及び別に定める委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(登録事業者の資格要件)

第3条 事業の登録事業者として登録ができる者は、事業の実施に対して意欲を有し、かつ児童福祉に理解を持つ事業者であって、次に掲げる（1）（2）の要件を満たしているものとする。

（1）次のア～ウのいずれかの要件を満たすこと。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する「指定居宅サービス事業者」であり同法第8条第2項に規定する「訪問介護」を行う事業者。

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する「指定障害福祉サービス事業者」であり同法第5条第2項に規定する「居宅介護」を行う事業者。

ウ 居宅を訪問する事業において、家事支援又は育児・養育支援の事業実績があり、当該事業所での事業開始から1年以上の実績がある事業者。

（2）次のア～ケのすべての要件を満たすこと。

ア 事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる法人であること。

イ 高槻市内に事業所があり、事業の実施のために派遣可能な従事者を有していること。

ウ 家事支援または育児・養育支援のサービスを提供することができること。

エ 事業責任者として、常勤の職員（兼務可）を配置できること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

カ 高槻市建設工事請負業者指名停止基準又は高槻市物品売買業者指名停止基準の規定による指名停止等の期間中でない者であること。

キ 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条に掲げる暴力団員または暴力団密接関係者のいずれにも該当しないこと、及び高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱の規定による入札等除外措置を受けている者または同要綱別表に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。

ク 納税義務を負っている場合、国税、地方税を完納していること国税、地方税を完納していること。

ケ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生又は再生手続きがなされている等、経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

(登録の申請)

第4条 登録しようとする事業者は、高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者登録(延長)申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者概要(様式第1-2号)
- (2) 家事支援又は育児支援の実績がある法人に関する事項(様式第1-3号)
- (3) 従事者名簿(様式第1-4号)
- (4) 高槻市子育て世帯訪問支援事業受託要件チェックシート(様式第1-5号)
- (5) 納税証明書(国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3)
- (6) 高槻市税の完納証明書
- (7) 第3条第1号ア、イに係る指定通知書

の写しまたは法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書でも可)

- (8) 暴力団排除に関する誓約書(様式第5号)
- (9) その他市長が認める書類

(登録名簿への登録等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、当該申請書等を提出した者に対し、高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者(登録・不登録)決定通知書(様式第2号)によりその結果を通知するものとする。

2 前項の審査の結果、高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者に登録を決定したときは、高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者登録名簿(以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録の有効期間及び有効期間の延長)

第6条 登録名簿に登載された資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の3月末日までとする。ただし、各年度の3月1日から同月末日までの間に登録申請がなされた場合の資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。

2 登録名簿に登載された事業者(以下「登録事業者」という。)の資格の有効期間は、当該登録申請のなされた日の属する年度の2月1日から同月末日までの間に、高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者登録(延長)申請書(様式第1号)とともに第4条第5号及び第6号の書類(直近の1か年度分)を提出することにより、当該登録申請のなされた日の属する年度の翌年度の3月末日まで延長するものとする。

3 前項に規定する有効期間の延長手続の後、再度、当該有効期間の延長手続を行うときは、前項の規定を準用する。

(登録の抹消)

第7条 市長は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録事業者を登録名簿から抹消するものとする。

- (1) 登録事業者の要件を満たさなくなったとき

- (2) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (3) 著しく信義に反する行為があったとき
- (4) その他市長が必要と認めるとき

(登録事項の変更の届出)

第8条 登録事業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その旨を高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者登録変更届(様式第3号)又は高槻市子育て世帯訪問支援事業実施事業者登録辞退届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は所在地、電話番号等を変更したとき
- (2) 法人名称又は代表者を変更したとき
- (3) 廃業等により営業できないとき
- (4) 登録を辞退するとき
- (5) その他登録時に届出した事項に変更があったとき

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。